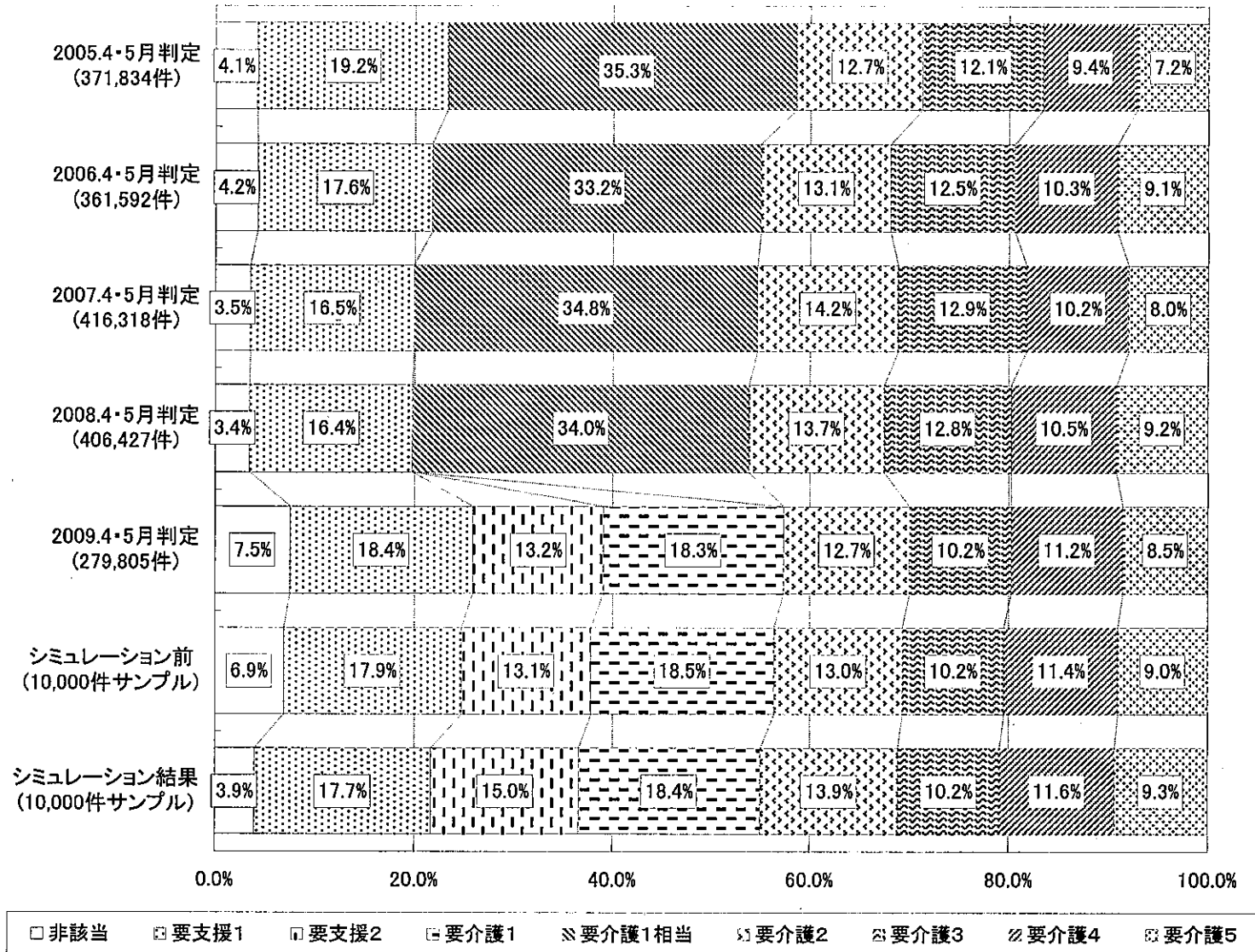


# シミュレーション結果

一次判定結果



(参考)

### 第3回要介護認定の見直しに係る検証・検討会の概要

日 時	平成21年7月28日(火)	16:30~19:10
場 所	都市センターホテル5階オリオン 東京都千代田区平河町2-4-1	

- 第3回検討会においては、①要介護認定状況の集計結果について(第二次集計)、②要介護認定に関する分析等について、③その他の議事について検討が行われた。
  
- ①については、本年4月以降に要介護認定の申請があり、4月及び5月に判定された事例について集計を行ったところ、経過措置適用前の二次判定結果において、非該当者及び軽度者の割合が増加した。  
また、自治体への調査結果を集計した結果、認定調査員テキストの現場の調査員への配布や認定調査員への研修が十分でないことが明らかになった。
  
- ②については、自治体間でバラツキが大きくなった項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目等を中心に、調査項目に係る定義の修正等について検討し、その一部を含んだシミュレーションや市町村における試行調査の結果では、要介護度区分の分布は、昨年以前の分布と同様となった。
  
- こうした検証結果を踏まえ、認定調査員テキストを修正してはどうかと提案された。  
また、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解できるが、要介護認定の趣旨にそぐわないものである

り、また、自治体等に大きな負担となっていることもあり、上記の見直しと同時に終了させるべきであるとされた。

- さらに、見直しに際しては、十分な準備期間を確保し、市町村への情報提供や調査員に対する研修を着実に行うとともに、厚生労働省の責任において修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知することなどにより、再度の混乱を招くことがないよう配慮すべきとされた。
  
- 以上の合意のもと、厚生労働省としては、今後、関係団体等ともご相談しながら認定調査員のテキストを見直し、8月から9月にかけて、その内容の周知・研修を十分に実施することとしている。
  
- また、10月1日（予定）以降の申請については、今回新たに見直された方式による要介護認定を行い、経過措置については、適用しないこととする。  

（注）本年4月より実施している経過措置の適用となった者については、認定の有効期間が終了するまでは、当該措置を継続することとなる。
  
- なお、見直し後の要介護認定の実施状況については、適切に検証を行うこととしている。